

# 農家・死亡牛関連業者の皆様へ

令和6年4月1日より、死亡牛のBSE検査対象が変わります。

## 【検査対象牛の変更について】

令和6年4月1日より次の①、②が検査対象になります。

### ①【全月齢】特定症状を呈していた死亡牛

例) 興奮しやすい、音・光・接触等に対する過敏な反応等、神経・行動異常を呈した牛

### ②【全月齢】BSEが否定できない症状を呈していた死亡牛

例) 犬座姿勢、異常歩様、起立不能等の非特異的な臨床症状を呈した牛  
(感染症、代謝性、外傷性等の一般的な理由で説明できるものを除く)

※BSEを疑う症状(上記①、②)を呈していた場合は、BSE検査対象になるかを獣医師に判断してもらう必要があります。

必ずかかりつけの獣医師(または家畜保健衛生所)にご連絡ください。

検査対象と判断された場合、**死亡牛届出書**を忘れずに提出してください。



これまでは96か月齢以上の全ての死亡牛を検査していましたが、今後は上記**「①、②以外の死亡牛は検査対象外」**となりますので、**ご注意ください。**

死亡牛BSE検査に関するお問い合わせ先はこちら

福島県中央家畜保健衛生所

電話番号: 090-5844-5300

FAX番号: 0247-57-6144